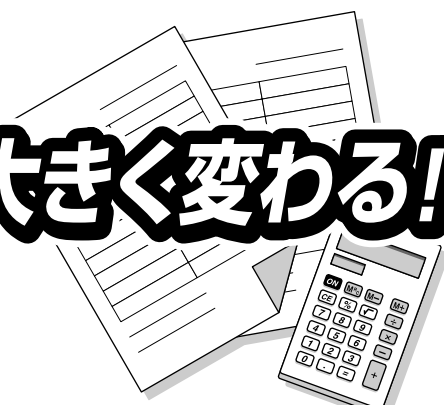


新会社法により 計算書類の体系が大きく変わる!



読んでいただくのはこの情報紙
インフォメーションレター
7月号



計算書類が変わった背景

新会社法では、配当については、決算の確定手続きと切り離され、いつでも株主総会決議があればできるようになりました。

そこで、現在のような決算期末の未処分利益をどのように処分するかを示す「利益処分案（損失処理案）」はあまり必要なくなるため、廃止されました。

その代わりに、配当原資となる剰余金、資本金、準備金等、資本の部の期間中のフローを表わす「株主資本等変動計算書」の作成が必要になったのです。

新会社法では、配当だけではなく「資本の部の計数の変動」「役員賞与」なども決算の確定手続きから、切り離されています。

これが、新会社法で計算書類が変わった背景です。

具体的にはこう変わる!

新会社法で規定される計算書類は――



の4つとなります。また、株式会社は、各事業年度の計算書類とは別に、「事業報告」「附属明細書」を作成することとされています。

イメージ	改正前	改正後
	貸借対照表	貸借対照表
	損益計算書	損益計算書
	営業報告書	×
	利益処分案 又は 損失処理案 (各計算書類の注記)	株式資本等変動計算書 個別注記表

各決算書の注記が、計算書類に格上げになり営業報告書は、計算書類の枠組みからは外れ、「事業報告」となります。
また、従来の「利益処分案」に記載されていた配当などは、「株主資本等変動計算書」への記載以外に、「個別注記表」への注記事項にもなります。

今までは「注記」というと、中小企業ではあまり重要性を感じていなかったもので、省略していたケースが多々あります。今後はきちんと「個別注記表」を作成しなければなりません。なお、これらの計算書類関係の改正の適用は、平成18年5月期決算からとなります。

